

# 障害児施設の利用者負担 の見直しについて

## 障害児施設利用者負担の見直し(平成18年10月から実施)

- 平成18年10月から定率負担、実費負担が導入される障害児施設の利用者負担について、障害児を養育する世帯は若い世帯が多いこと、早期療育促進等の観点から以下のとおり見直し。

### 入所施設利用者

- 障害児を養育する世帯については他の世代に比べて若い世帯が多いことに特に配慮し、育成医療の負担軽減措置を踏まえ、市町村民税所得割額2万円未満世帯まで、食費・光熱水費の軽減措置を拡大。

- ・ 所得割2万円未満世帯の負担額: 45,000円/月 → 19,600円/月 に軽減。

### 通所施設利用者

- 障害児施設の利用者負担は本人ではなく、保護者が行うことから、特に若い世帯の多い学齢期前の障害児に係る通所施設につき、一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準となるよう食費負担軽減措置を拡大。

- ・ 低所得者世帯の負担額: 12,600円/月 → 9,040円/月に軽減
- ・ 所得割2万円未満世帯負担額: 28,700円/月 → 20,500円/月に軽減

## 障害者・児の利用者負担の見直し等について

※平成18年10月施行分

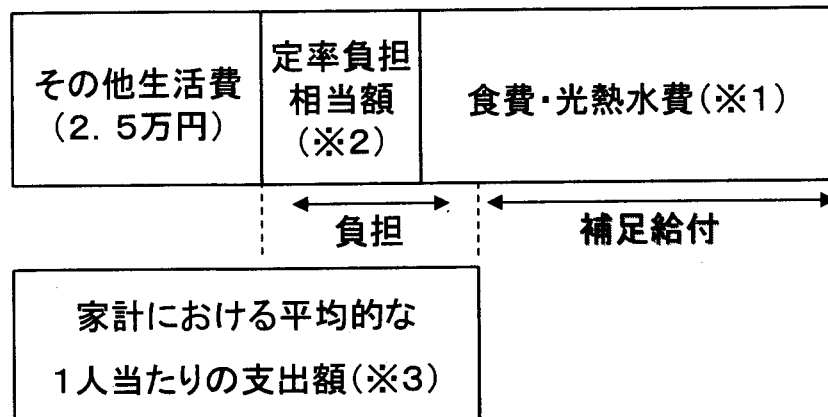
サービス区分		18年4月	18年10月	施行・見直し内容
在宅・通所サービス (障害者自立支援法)		施行	現行どおり	(20歳以上の障害者と同様)
施設入所サービス (障害者自立支援法)	福祉型	施行	<u>見直し</u>	18歳、19歳の一般世帯(所得割2万円未満世帯)の補足給付額について、低所得1、2と同様となるよう拡充(別添1)
	療養介護	—	施行	福祉型と同様の負担
児童福祉施設・入所 (児童福祉法)		—	施行	20歳未満の一般世帯(所得割2万円未満世帯)について食費等の軽減措置を拡大(当初案からの変更) → 別添2(福祉型)、別添4(医療型) 20歳以上は、障害者施設入所者と同様 → 医療型については別添5
児童福祉施設・通所 (児童福祉法)		—	施行	学齢期前の障害児の利用者負担について、保育所の保育料程度とする → 別添3(福祉型)、別添6(医療型)

## 20歳未満の障害者施設(福祉型)入所者の負担軽減措置の見直し

(別添1)

○ 20歳未満の障害者施設入所者のうち、一般世帯(所得割2万円未満世帯)の実費負担について、障害児施設の負担軽減措置の見直し等とあわせ、低所得世帯と同様の負担となるよう、補足給付の額を拡大する(平成18年10月から実施)。

### 【見直し後の20歳未満の利用者負担】



#### (※1) 食費・光熱水費

5.8万円(食費4.8万円、光熱水費1.0万円)

※ 食費等の実態に応じ、3年ごとに見直す

#### (※2) 定率負担相当額

生活保護、低所得1、低所得2、一般世帯(所得割2万円未満世帯)・・・1.5万円

一般世帯(所得割2万円以上世帯)・・・単価/日×30.4×0.1

#### (※3) 家計における平均的な一人当たりの支出額

生活保護、低所得1、低所得2、一般世帯(所得割2万円未満世帯)・・・5.0万円

一般世帯(所得割2万円以上)・・・7.9万円

### (例) 事業費19万円、食費等実費負担額5.8万円の場合

#### 【低所得1、2、一般世帯(所得割2万円未満世帯)】

補足給付額4.8万 = (2.5 + 1.5 + 5.8) - 5.0

実費負担額 = 1.0万円 = 5.8 - 4.8

利用者負担計 = 実費負担額(1.0) + 定率負担額

低所得1: 1.0 + 1.5 = 2.5 低所得2・上記の一般世帯: 1.0 + 1.9 = 2.9

#### 【一般世帯(所得割2万円以上世帯)】

補足給付額 = 2.3万 = (2.5 + 1.9 + 5.8) - 7.9

実費負担額 = 3.5万円 = 5.8 - 2.3

利用者負担計 = 実費負担額(3.5) + 定率負担(1.9) = 5.4

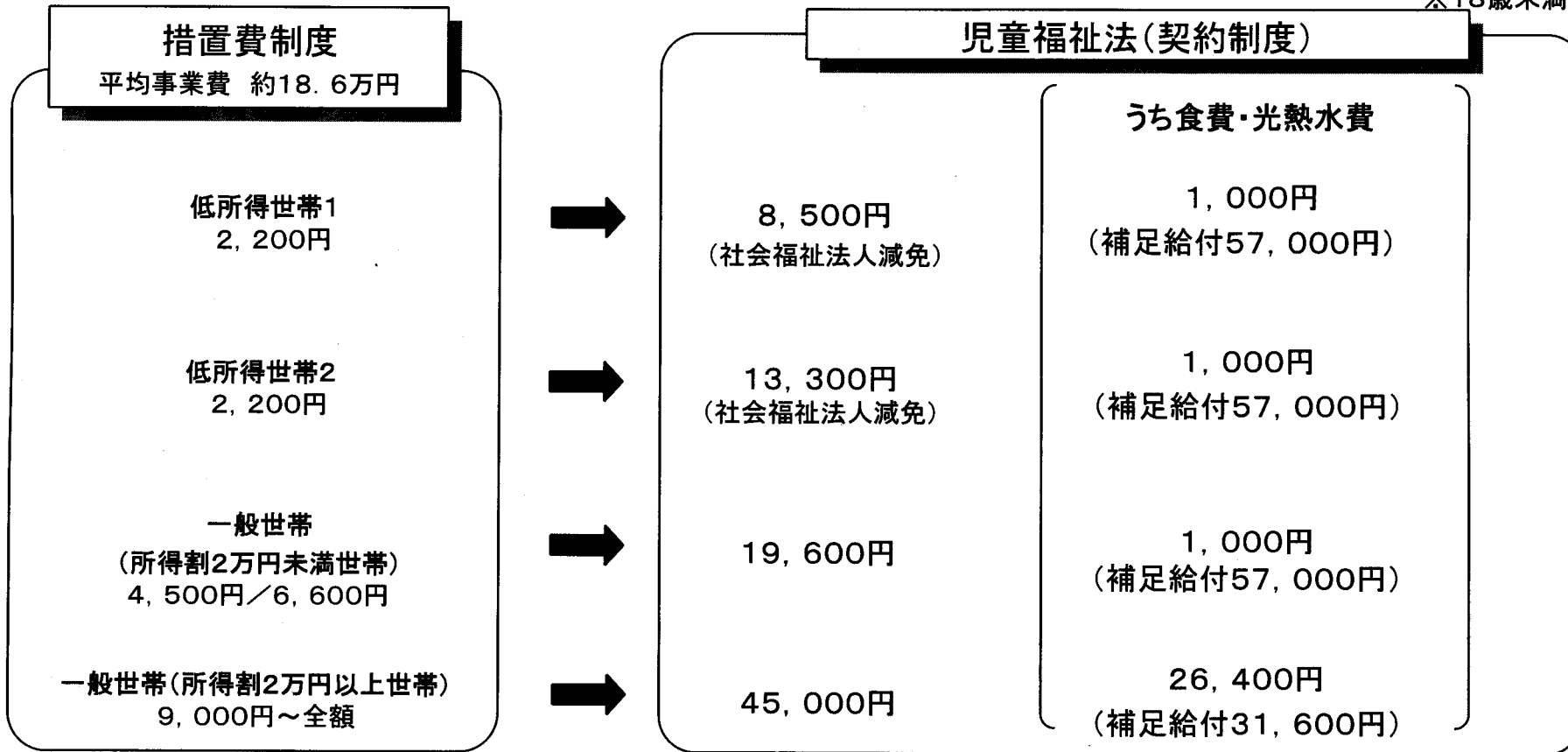
※数字は端数を丸めて計算しており、実際の数値とは異なる。(実際は1円単位で計算)

(別添2)

# 20歳未満の児童福祉施設(福祉型)入所者の利用者負担

○ 児童福祉施設に入所する20歳未満の障害者の食費・光熱水費の負担(詳細は次頁)について、「育成医療」における負担軽減措置の対象と同様、一般課税世帯のうち、市町村民税額(所得割)が2万円未満の世帯について、低所得者と同様の負担となるよう軽減措置を拡充する。

※18歳未満の場合

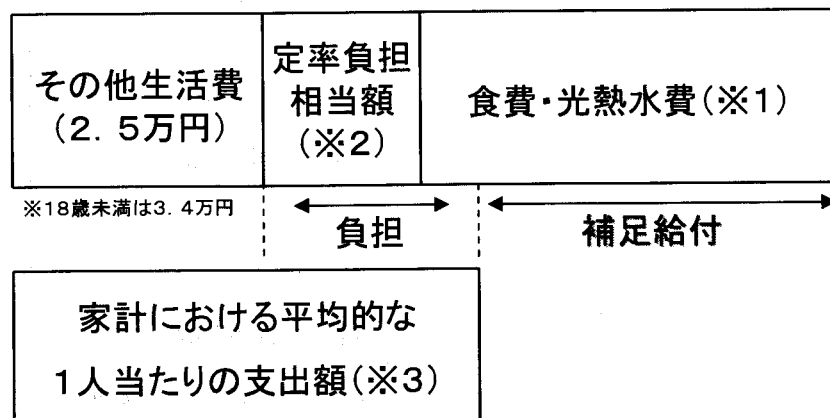


## 20歳未満の児童福祉施設(福祉型)入所者の負担軽減措置

○ 20歳未満の児童福祉施設入所者の実費負担について、子どもを養育する一般世帯において通常要する程度の負担(収入階層別の家計における平均的な一人あたり支出)となるよう、補足給付を行う。

※20歳未満の一般世帯(所得割2万円未満世帯)の実費負担について、障害児施設の負担軽減措置の見直し等とあわせて低所得世帯と同様の負担となるよう、補足給付の額を拡大する。(当初案からの変更)

### 【費用尺度】



#### (※1) 食費・光熱水費

5.8万円(食費4.8万円、光熱水費1.0万円)

※ 食費等の実態に応じ、3年ごとに見直す

#### (※2) 定率負担相当額

生活保護、低所得1、低所得2、一般世帯(所得割2万円未満世帯)・・・1.5万円

一般世帯(所得割2万円以上世帯)・・・単価/日×30.4×0.1

#### (※3) 家計における平均的な一人当たりの支出額

生活保護、低所得1、低所得2、一般世帯(所得割2万円未満世帯)・・・5.0万円

一般世帯(所得割2万円以上)・・・7.9万円

### (例) 事業費19万円、食費等実費負担額5.8万円の場合

#### 【低所得1、2、一般世帯(所得割2万円未満世帯)】

補足給付額4.8万 = (2.5 + 1.5 + 5.8) - 5.0

実費負担額 = 1.0万円 = 5.8 - 4.8

利用者負担計 = 実費負担額(1.0) + 定率負担額

低所得1: 1.0 + 1.5 = 2.5 低所得2・上記の一般世帯: 1.0 + 1.9 = 2.9

※ 18歳未満の場合は、2.5万円に0.9万円を加えて計算

#### 【一般世帯(所得割2万円以上世帯)】

補足給付額 = 2.3万 = (2.5 + 1.9 + 5.8) - 7.9

実費負担額 = 3.5万円 = 5.8 - 2.3

利用者負担計 = 実費負担額(3.5) + 定率負担(1.9) = 5.4

※数字は端数を丸めて計算しており、実際の数値とは異なる。(実際は1円単位で計算)

# 学齡期前の児童福祉施設(福祉型)通所者の利用者負担

○ 学齡期前の障害児に係る通所施設の食費の負担を軽減することにより、障害児の通所施設の利用者負担を一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準に抑える。

## 措置費制度 平均事業費 約14.4万円

低所得世帯1	1,100円
低所得世帯2	1,100円
一般世帯 (所得割2万円未満世帯)	2,200/3,300円
一般世帯 (所得割2万円以上世帯)	4,500円~全額

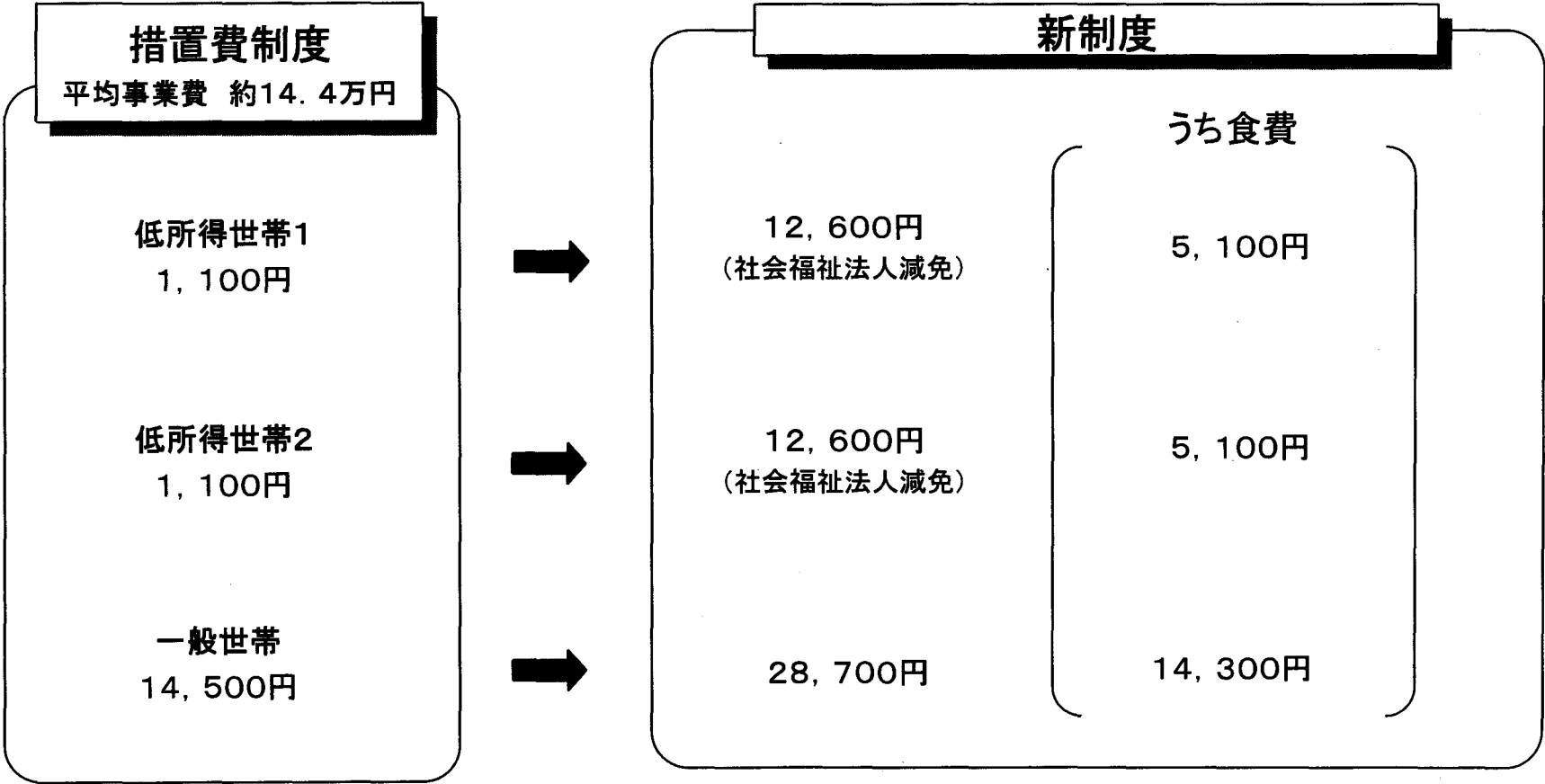


新制度	
9,040円 (社会福祉法人減免)	うち食費
9,040円 (社会福祉法人減免)	
20,500円	
28,700円	
	1,540円
	1,540円
	5,100円
	14,300円

当初案からの見直し内容

学齢期(20歳未満)の児童福祉施設(福祉型)通所者の利用者負担

※ 既にお示している内容から変更なし。





20歳未満の児童福祉施設(医療型)入所者/18、19歳の療養介護利用者の利用者負担(10月施行)

	福祉部分の利用者負担上限額	医療部分の利用者負担上限額	食費(標準負担額)
月額負担上限額等	○福祉型の利用者負担と同額 ・生活保護 0円 ・低所得Ⅰ 15,000円 ・低所得Ⅱ 24,600円 ・一般 37,200円	○老人保健制度の上限額を参考に設定 ・生活保護 0円 ・低所得Ⅰ 15,000円 ・低所得Ⅱ 24,600円 ・一般 40,200円	○健康保険の標準負担額
負担軽減措置(入所施設) 20歳未満	<p>○福祉部分の定率負担、医療部分の定率負担及び食費負担並びにその他生活費の合計が、地域で子どもを育てるために必要な費用と同程度の負担となるよう、医療部分の定率負担及び食費負担の軽減を行う。</p> <p>※一定収入・預貯金額以下の者については、社会福祉法人等減免の適用有り。</p> <p>→福祉型の児童福祉施設において、恒久的な措置として、地域で暮らす場合にかかる費用と同様の費用となるよう、食費負担の軽減措置を講じていることを踏まえた措置。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                         地域で子どもを育てるために通常必要な費用  <small>低所得Ⅰ、Ⅱ、一般世帯(所得割2万円未満世帯) 5万円                          一般世帯(所得割2万円以上世帯) 7.9万円</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                             その他生活費                         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                             福祉部分 利用者負担額                         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                             医療部分 利用者負担額                         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                             食費の標準負担額                         </div> </div> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">← 負担額</span> <span>→ 減免額</span> </p> </div> <p>I. 減免額=その他生活費*+福祉部分利用者負担額**+医療部分利用者負担額+食費の標準負担額-5万円*** (低所得Ⅰ、Ⅱ、一般世帯(所得割2万円未満世帯)の場合)                      *18歳以上の場合は、2.5万円、18歳未満は3.4万円                      **低所得Ⅱ及び一般世帯(所得割2万円未満世帯)の場合には、1.5万円が上限                      ***一般世帯(所得割2万円以上世帯)の場合は、7.9万円</p> <p>II. Iにより計算された負担額(①+②+③)が利用者負担額)</p> <p>A 食費の標準負担額&gt;減免額の場合                      ①福祉部分利用者負担額      ②医療部分利用者負担額      ③減免後食費負担額=食費の標準負担額-減免額</p> <p>B 食費の標準負担額≤減免額の場合                      ①福祉部分利用者負担額      ②減免後医療部分利用者負担額=医療部分利用者負担額+食費の標準負担額-減免額      ③減免後食費負担額=0円</p>		

# 児施設 (医療型)

## 肢体不自由児施設入所者の例(20歳未満)

(平均事業費(福祉)6.7万円、(医療)46.5万円)

※18歳未満の場合

(現行)	合計
一般 (所得割2万円以上)	19,600円*
一般 (所得割2万円未満)	4,500円/ 6,600円
低所得Ⅱ	2,200円
低所得Ⅰ	2,200円



合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準負担額)
45,000円	6,700円	38,300円	0円(@0円)
16,000円	6,700円	9,300円	0円(@0円)
16,000円	6,700円	9,300円	0円(@0円)
16,000円	6,700円	9,300円	0円(@0円)

\*課税世帯の平均徴収額

**児施設  
(医療型)**

**重症心身障害児施設入所者の例(20歳未満)**

(平均事業費(福祉)22.9万円、(医療)41.4万円)

※18歳未満の場合

(現行)	合計
一般 (所得割2万円以上)	19,600円*
一般 (所得割2万円未満)	4,500円/ 6,600円
低所得Ⅱ	2,200円
低所得Ⅰ	2,200円

\*課税世帯の平均徴収額



合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準負担額)
45,000円	22,900円	22,100円	0円(@0円)
23,900円	22,900円	1,000円	0円(@0円)
23,900円 ↓ 【13,300円】	22,900円 ↓ 【12,300円】	1,000円	0円(@0円)
16,000円 ↓ 【8,500円】	15,000円 ↓ 【7,500円】	1,000円	0円(@0円)

【 】内は社会福祉法人減免後の額